

仙台市環境配慮事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球環境への影響を考慮し、循環型社会の形成の推進を図り、より快適な生活環境をつくっていくために、ごみの減量・リサイクルの推進等に取り組む市内事業者を「仙台市環境配慮事業者」として認定することにより、市民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(区分)

第2条 「仙台市環境配慮事業者」の認定区分として、次の各号の区分を設ける。

- (1) 仙台エコにこマイスター
- (2) 仙台エコにこゴールドマイスター

(対象)

第3条 前条に規定する仙台エコにこマイスター及び仙台エコにこゴールドマイスター（以下「環境配慮事業者」という。）の認定対象とする事業者は、次の各号の要件を満たすものをいう。

- (1) 市内に事業所を持つ事業者であること。
- (2) 前条に規定する認定区分に応じて、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 仙台エコにこマイスター

別表1に掲げる審査項目中6項目以上を実施しているものとして認定を受けたものをいう。

イ 仙台エコにこゴールドマイスター

別表1に掲げる審査項目中、共通項目を7項目以上、かつ全審査項目中12項目以上を実施しているものとして認定を受けたものをいう。

- (3) 暴力団（仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）及び暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属していないこと。

(申請及び認定)

第4条 第3条の規定により、環境配慮事業者の認定を受けようとする事業者は、仙台市環境配慮事業者認定申請書（以下「申請書」という。）を仙台市環境配慮事業者認定委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合においては、審査を行い認定するものとする。
- 3 委員会は、仙台エコにこマイスターとして認定した事業者に対し認定証及びステッカーを、仙台エコにこゴールドマイスターとして認定した事業者に対し認定証、ステッカー及びプレートを交付する。
- 4 環境配慮事業者の認定の有効期間は、仙台エコにこマイスターは認定の日からその日の属する年度の次々年度の末日まで、仙台エコにこゴールドマイスターは認定の日からその日の属する年度の4年後の年度の末日までとする。
- 5 前項の有効期間の満了後引き続き認定を受けようとする事業者は、仙台市環境配慮事業者実施事項報告書兼更新認定申請書を委員会に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第5条 環境配慮事業者として認定された事業者は、申請事項等に変更が生じた場合には、速やかに仙台市環境配慮事業者実施事項等変更届出書を委員会に提出しなければならない。

(認定の取消)

第6条 委員会は、環境配慮事業者が第3条に規定する要件を欠いた場合には、認定を取り消すことができる。

(広報活動)

第7条 委員会は、環境に配慮している事業者を普及するため、環境配慮事業者の広報を積極的に行うものとする。

(環境配慮事業者の責務等)

第8条 環境配慮事業者の責務等は次のとおりとする。

- (1) 環境配慮事業者は、店頭や事務室等に仙台エコにこマイスター又は仙台エコにこゴールドマイスターのステッカーを表示しなければならない。
- (2) 環境配慮事業者は、申請書に記載したごみの減量・リサイクルの推進等に関する事項を積極的に実施するよう努めなければならない。
- (3) 環境配慮事業者は、事前に委員会に申し出を行うことにより、環境配慮事業者であることを利用した広告を行うことができる。ただし、環境配慮事業者認定制度の目的に反した使用をしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、環境配慮事業者の認定に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(仙台市環境配慮型店舗・事業所認定制度実施要綱の廃止)
- 2 仙台市環境配慮型店舗・事業所認定制度実施要綱(平成12年11月10日制定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行以前に仙台市環境配慮型店舗又は仙台市環境配慮型事業所として認定されていた事業者は、環境配慮事業者とみなす。なお、認定区分は仙台エコにこマイスターとし、認定期間は従前の認定期間とする。

別表

	柱	項目
共通 (12)	リデュース（ごみの発生抑制）	無包装，簡易包装の推進
		使い捨て容器・製品の使用（販売）削減，使い捨て商品の使用自粛
	リユース（再使用）	事務用品等消耗品の再利用の促進
		通い箱等の使用による容器包装の削減
	資源物の回収・リサイクル	紙類の分別・リサイクルの推進
		缶・びん・ペットボトルの分別・リサイクル推進
	その他ごみ減量・リサイクル	その他，創意工夫によるごみ減量・リサイクルの取組み
	組織的な環境配慮の推進	環境に配慮した計画・方針の策定，社員等への教育 廃棄物を管理する部署や責任者の設置
	その他環境に配慮した事業活動	再生紙等の再生品やグリーン購入品の購入・使用推進
		エネルギー等使用量の把握・削減
その他創意工夫によるCO2削減の取組み		
本市環境施策への協力	本市環境事業への参加・協力（本制度の認定を除く）	
選択 (8)	紙類の使用量削減・ペーパーレス化 【学校，オフィスなど】	紙類の使用量抑制・再利用の促進
		その他独自の紙類の使用削減に関する取組み
	環境に配慮した商品の販売，提供，広報等 【小売業など】	顧客・職員等へのごみ減量・リサイクルの呼びかけ
		ノーレジ袋やマイバッグ持参の推奨によるレジ袋削減 （職員等が買い物をする際の推奨を含む）
		店頭での資源物の回収・リサイクル
		エコマーク，グリーンマーク，グリーン購入法適合，GPNの「エコ商品ねっと」掲載商品などの販売
	食品廃棄物の減量・リサイクル推進 【飲食業，旅館業，娯楽業など】	食品ロスの削減
		生ごみの堆肥化・飼料化，水切り